

掛川市教育委員会教育長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市教育委員会教育長賞（以下「教育長賞」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 教育長賞を交付する事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 掛川市教育委員会後援名義使用許可取扱要綱（平成24年11月21日施行）の規定に基づき、現に後援名義使用の許可を受けている事業
- (2) 市の教育、芸術・文化、スポーツの振興を目的とした事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、教育長賞の交付は行わない。

- (1) 特定の思想、宗教又は結社を支持する事業
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある事業
- (4) 掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (5) その他教育長賞を交付することが不適当な事業

(申請)

第3条 教育長賞の交付を受けようとする事業の主催者（以下「主催者」という。）は、交付を受けようとする日の30日前までに、掛川市教育委員会教育長賞交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(許可又は不許可の通知)

第4条 教育長は、前条の申請書等を審査し、教育長賞の交付を承認したときは、掛川市教育委員会教育長賞交付許可書（様式第2号）により、交付を承認しないときは、掛川市教育委員会教育長賞交付不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第5条 教育長賞は、主催者を通じて賞状を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

2 前項の賞状及び賞品は、主催者名で交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

掛川市教育委員会教育長賞交付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市教育委員会教育長

申請者 団体名 _____
所在地 _____
代表者(役職・氏名) _____
連絡先 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

下記の事業について掛川市教育委員会教育長賞の交付お願い致したく申請いたします。

事業名	許可年月日 令和 年 月 日（許可第 号）
開催日時	※ 自 年 月 日（曜日） : 至 年 月 日（曜日） :
会場	※
入場料等	※
対象者	※ (募集・参加予定人数 人)
趣 旨	※
内 容	※
共催団体（予定）	※
後援団体（予定）	※
教育長賞	<input type="checkbox"/> 賞状（ 枚） <input type="checkbox"/> 賞品（ ）
教育長賞決定方法	<input type="checkbox"/> 教育長が選出 <input type="checkbox"/> 主催団体が選出
添付資料	<input type="checkbox"/> 賞状の文案
参 考	他の賞 <input type="checkbox"/> 市長賞 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※印の項目は、掛川市教育委員会後援名義使用許可を得た事業については記載を省略できます。